

職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル



第1 性暴力等とは

「性暴力等」とは、性別を問わず、相手がだれでも、どんな状況でも、本人が望まない性的行為のすべてを指す。例えば、、、

- ・着替えやトイレをのぞかれる。
- ・卑猥な言葉を言われる。
- ・わいせつな写真を見せられる、撮られる、自撮りを要求される。
- ・性的な内容のメール等を送る。
- ・SNS上に性的な中傷等の書き込みや、プライベートゾーンの写真や動画をアップされる。
- ・衣服の上から、又は、直接、体を触られる、触らせる。
- ・わいせつな行為をする、させる。など

これらの性暴力等については、法律でも定義されており、児童生徒等の同意や脅迫の有無を問わない。また、令和5年7月13日から施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律によって、わいせつな行為をした相手が13歳未満の子どもである場合、又は、相手が13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合、罪が成立する。

第2 性暴力等を防止するための取組

(1) 職員等に対する啓発

職員等は、多くの児童生徒等と接している。常に「誰かに見られている」という意識を持ち、セルフチェックリストで自分の行動を振り返ること。

【セルフチェックリスト】

- ① 親しみや励ましを目的とした言動であっても、児童生徒等、職員等を不快にさせる場合（特に身体的接触や性に関わる発言）があることを認識しているか。
- ② セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手が不快だと思うかどうかによるものであることを認識しているか。
- ③ 職員等と児童生徒等という関係において、仮にその児童生徒等が好意を伝えてきても、恋愛関係になることは決して許されないことを認識しているか。
- ④ 指導やマッサージなどと称して、児童生徒等の体に触ったり、触らせたりしていないか。
- ⑤ 私的に児童生徒等と連絡を取り合っていないか。
- ⑥ 個人車両に乗せていないか。
- ⑦ 障がいのある児童生徒等に対し、児童生徒等が不快に感じることはないよう、障がいに対する正しい知識と適切な指導方法を身につけているか。
- ⑧ 面談等を行う場合は、密室となるような場所で行わないようにしているか。やむを得ず行う場合は、複数の職員等で行うようにしているか。
- ⑨ 職員等を執拗に外出などに誘っていないか。
- ⑩ ハラスメントとなる内容の話をすることはないか。

(2) 児童生徒等と関わる際の順守事項

児童生徒等への性暴力等の防止のためには、リスク管理を組織として徹底していることが前提である。当機構は下記「児童生徒と関わる際の禁止事項」（以下、禁止事項）を職員等に周知徹底し、職員等はそれを遵守する。また、禁止事項は児童生徒等、及び、その保護者と共有する。

「職員等が児童生徒等と関わる際の禁止事項」

- 1 児童生徒等との連絡手段は、社内電話及び公式 LINE のみとし、勤務時間外の電話や個人の SNS 等で連絡を取り合ってはいけない。
 - 2 勤務時間外、及び、勤務時間内であっても、17 時以降に職員等が単独で児童生徒等と接触、行動してはいけない。
 - 3 職員等の個人車両に同乗させてはいけない。
 - 4 会社車両であっても、児童生徒等が 1 人で同乗する場合は助手席に同乗させてはいけない。
 - 5 児童生徒等と身体的接触をしてはいけない。
 - 6 当機構が管理する施設も含め、個室内で児童生徒等と単独面談をしてはいけない。
 - 7 児童生徒等のみ、又は、児童生徒等と未成年者のみが在宅する自宅へ訪問しても、職員等のみの単独入室をしてはいけない。
 - 8 児童生徒等の送迎、及び、自宅訪問の時間帯は 8:30～18:00 とし、この時間帯以外で、送迎、及び、自宅訪問をしてはいけない。
- * やむを得ない事情で禁止事項の対応が必要な場合は、事前に責任者に連絡したうえで、保護者の許可を得なければならない。責任者と連絡が取れない場合は、複数職員等と協議したうえで対応するかを判断し、対応が必要と判断した場合は、その経緯を記録したうえで保護者へ連絡すること。保護者と連絡が取れない場合は、責任者がその責任の下で判断する。両者共に連絡が取れない場合は、原則、職員等是对応してはいけない

「写真撮影及びデジタル機器使用時の遵守事項」

- 1 児童生徒等の様子等の記録撮影には社用のデジタルカメラのみを使用すること。
- 2 撮影データは、SD カード等の記録媒体に長期保存せず、速やかにクラウドに保存すること。
- 3 撮影データは、全職員で確認・共有し、不適切なデータがあれば、複数の職員の確認のもと、その場で削除すること。
- 4 個人携帯電話等の撮影可能な機器は、児童生徒等が過ごすスペースでは使用しないこと。
- 5 誤解を招く行為を防ぐため、社用パソコンやタブレットの使用場所も同様に制限し、学習等をやむを得ず社用パソコン等を使用する場合は、必ず事前に責任者又は他職員へ報告すること。

(3) 児童生徒等に対する啓発

児童生徒等が性暴力等の加害者・被害者・傍観者にならないよう、一人ひとりの生命や尊厳を大切に考える考え方や、発達の段階に応じた安全教育を連続的に行う。また、「職員等が児童生徒等と関わる際の禁止事項」も周知する。

第3 性暴力等の早期発見のための取組

児童生徒等への性暴力等が発生した場合、被害を受けた児童生徒等を速やかに保護するため、当機構内で早期発見の体制を整える。また、日頃から以下の事項を徹底し、迅速に被害発生後の支援を行う。

- 1 児童生徒等が被害を受けても「打ち明けにくい」「話したら怒られる」とならないよう、日頃の信頼関係を大切にする。
- 2 児童生徒等の言動面や情緒面の変化に気づくことができるよう、日頃の観察を大切にする。
- 3 あらゆる事態を想定してリスクの未然防止に努めることが性暴力等の早期発見のもつながるという認識をもって、職員等は日頃の業務に従事する。
- 4 コンプライアンスについて職員間で徹底しあい、当機構が組織内で隠ぺいできないよう、職員の誰もが通報・相談できる情報共有体制を整える。
- 5 各関係機関の通報・相談先について児童生徒等及び保護者等に周知する。

〔関係機関等 通報・相談先一覧〕

・ 鹿屋警察署	TEL 0994-44-0110
・ 警察安全相談ホットライン（鹿児島県警察本部）	TEL 099-254-9110
・ 性犯罪被害110番（鹿児島県警）	TEL 099-206-7867
・ 性暴力被害者サポートネットワークかごしま	TEL 099-239-8787
・ かごしま犯罪被害者支援センター	TEL 099-226-8341
・ 鹿屋市女性相談室	TEL 0994-31-1171
・ 鹿屋市学校教育課	TEL 0994-31-1137
・ 鹿屋市教育相談室	TEL 0994-44-8799

第4 性暴力等が発生した場合の対応

性暴力等が発生した場合、多岐にわたる対応が求められる。その対応について、役割分担を明確にし、被害児童生徒等の安全確保及びその支援を第一に考え、また、その保護者の心情にも配慮し、各関係機関等と連携した迅速な対応を行う。

(1) 初期対応

① 情報共有

職員等は、児童生徒等や保護者からの相談や、第三者からの通報等により被害情報が入った場合、事実関係が確定してから対応するのではなく、「疑いの段階」でも各職員で情報を止めることなく、速やかに責任者へ報告する。そして、責任者は、当該案件に対応する職員間で情報共有した上で、被害児童生徒等の保護者と面談する。

② 被害児童生徒等の安全確保

責任者は、被害児童生徒等の安全確保と心理的負担回避のため、加害行為が疑われる職員等と被害児童生徒等を速やかに分離する。その方法として、被害児童生徒等を通常環境から離すのではなく、加害行為が疑われる職員等を被害児童生徒等と接触しない環境に置く。(帰宅等)

③ チームによる早期対応

必ず複数の職員や各関係機関でチームをつくり、役割を決める。

- ・ 守秘義務の遵守のため、チーム内でのみ詳しい情報を共有する。
- ・ 被害児童生徒等及び保護者の承諾を得て、被害児童生徒等及び保護者との連絡窓口となる当機構の担当職員を決める。
- ・ 各関係機関との連絡窓口となる当機構の担当職員を決める。
- ・ 加害行為が疑われる職員等は自宅待機とし、その職員等との連絡窓口となる当機構の担当職員を決める。同じ職員が被害者・加害者双方の担当をしない。

④ 被害児童生徒等への初期の聴き取り

責任者は、被害児童生徒等に対して聴き取りを行う際は、加害行為が疑われる職員とは分離するなど安全確保に留意する。また、聴き取りの際は、プライバシー保護に配慮した場所で、複数の職員で対応し、誘導的、強制・強要的な質問を決して行わない。

【被害児童生徒等への聴き取りポイント】

- 1 安心できる場所で聴く。
- 2 本人の意思を尊重し、傾聴する。
- 3 感情的にならず、余談・偏見を持たず、客観的に事実を確認する。
(例：「男子は被害に遭わない」「そのような服装だから被害に遭う」など)
- 4 尋ね方は「何かあったの?」「どうしたの?」「～について話して」などと尋ね、自発的に、自分の言葉で話してもらおう工夫をする。
- 5 第一段階として「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」程度の情報が得られた時点で、責任者に報告する。その際に、報告者の言葉に変換せず、ありのままの言葉で報告する。
- 6 被害内容を否定しない。
(例：「実は～だったんじゃないの?」「本当なの?」など)
- 7 聴き取りする者が求める答えを伝えたり、誘導して、Yes No で答えを求めない。
(例：「～に…されたの?」「～ということがあったの?」など)
- 8 特定の答えを認めさせようとしない。
(例：「本当は～だよ」「～だったんでしょ」など)
- 9 圧力を感じるような「なぜ?」「どうして?」という短い言葉での投げかけはしない。
(例：「なぜ、部屋に入ったの?」ではなく、「どういう話の流れになって、部屋で2人きりになったの?」と言い換える)
- 10 報酬や罰を提示するなどして、応答の公平性をゆがめない。
- 11 伝えたことを労うのは、聴き取りの最後にする
- 12 聴き取り後、一人の時間をつくらないようにし、孤立させずにケアをする。
- 13 PTSD (トラウマ反応) を理解し、早期より専門家への相談・治療につなぐ。

【被害児童生徒等以外への聴き取りポイント】

- 1 いつ、どのような場面で知ったかを聴く。
- 2 被害児童生徒等が職員に被害内容を伝えることを了承しているか確認する。
- 3 二次被害を防ぐため、他言、SNS等で拡散しないように伝える。

【聴き取り後に伝えること（共通事項）】

- 1 困ったときに相談できる職員名を伝える。
- 2 話してくれたことを労い、心身のケアや治療等のために、信頼できる関係機関と連携し、対応していくことを伝える。

（2）保護者への対応

被害児童生徒等のご家庭や関係機関と連携して、速やかに被害児童生徒等のケアとサポートに努めなければならない。そして、保護者も傷ついていることを十分認識し、保護者に状況等の説明や対応について連絡するとともに、被害児童生徒等及び保護者の気持ちに寄り添って、ケアやサポートを行う。

① 状況等の説明と対応の連絡

- ・当機構で対応する職員を伝える。
- ・当機構が確認した状況等の説明を行う。
- ・外傷の有無のみで判断せず、早期に医療機関等への受診を提案する。（心的外傷、妊娠）
- ・警察に相談（被害届）する意思はあるかを確認する。

② 定期的な話し合い

被害児童生徒等の回復には、保護者の関わりが大きく影響する。被害児童生徒等及び保護者の気持ちやご家庭での状況を把握しながら、保護者と定期的に話し合う。

- ・当機構を含め各機関の配慮事項は徐々に変化するため、定期的に支援体制の見直しを行う。
- ・当機構での利用を継続する場合、安心・安全な場所の確保・維持のため、施設内の確認をお願いし、改善案などの意見をいただく。

（3）加害行為が疑われる職員等への対応

聴き取り等により加害事実が確定するまで、その職員等は加害者と断定できないが、被害児童生徒等が心理的な圧迫を受けないためには、速やかに被害児童生徒等と加害が疑われる職員等を分離する。

【加害行為が疑われる職員等への聴き取りポイント】

- 1 複数の職員で聴き取りを行い、守秘義務を遵守する。
- 2 感情的に接しない。偏見を持たず、客観的に事実を確認する。
- 3 加害行為が疑われる職員等が事実を否認した場合、第三者から情報を収集する。その際は、誰から情報を収集するかについて、被害児童生徒等の承認を得る。
- 4 情報提供者を加害行為が疑われる職員等には明かさない。
- 5 情報収集の際は必ず記録を取り、加害行為が疑われる職員等に確認する。
- 6 責任者は、各関係機関と速やかに連携を取りながら、事実確認と対応にあたる。

(4) 中長期的対応

① 継続的な支援

被害児童生徒等は、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や身体に対する影響が継続するため、被害児童生徒等や保護者と十分に時間をかけて対話し、関わることで赦されるならば、進級・進学時の学校間の引き継ぎの際にも責任もって対応を行う。

また、時間の経過によりトラウマ反応は見えにくくなる。何かのきっかけで、再度、不登校となったり、身体症状が出現したりして問題行動を起こすこともある。適切なケアがされていれば、時間の経過とともに改善することもあるが、長引くようであれば専門機関につなげる。

② 過去の被害について

被害児童生徒等が過去の被害を告白した場合、もしくは、過去に性被害に遭った可能性があることが判明した場合は、初期対応と同様に対応する。

③ 再発防止策の検討

発生した性暴力等の事案について、その原因究明をした後、関係機関と連携して再発防止策の検討を行う。その際は、個人情報保護に留意し、職員間で課題の共通理解を図る。

被害児童生徒等及び保護者の意向によっては、当機構の廃業も視野に入れ、早期に、当機構の取り組む内容を明らかにする。

④ 職員に対する研修・意識啓発

当機構で働くすべての職員等を対象に、発生した事案を踏まえた研修を行う。仮に、廃業にならなかったとしても、すべては当機構組織の責任であると重く受け止め、二度と児童生徒等を性暴力等の犠牲者にさせないという断固たる決意を共有し、性暴力等の根絶を図る。

⑤ 児童生徒等への意識啓発

児童生徒等が性暴力等の加害者・被害者・傍観者にならないよう、一人ひとりの生命や尊厳を大切に考える考え方や、発達の段階に応じた安全教育を連続的に行う。また、児童生徒等へも「職員等が児童生徒等と関わる際の禁止事項」の周知等の意識啓発を行うことで、性暴力等の未然防止を図る。